

V 各種検定試験 試験案内

公益財団法人全国商業高等学校協会 主催 珠算・電卓実務検定試験規則

(昭和56年4月, 平成9年4月, 13年1月, 14年5月, 26年2月, 27年2月改正)

- 第1条 公益財団法人全国商業高等学校協会は、珠算および電子卓上計算機（電卓と略称）による計算事務の能力を検定する。
- 第2条 検定は筆記試験によって行う。
- 第3条 検定は第1級、第2級、第3級および第4級・第5級・第6級の6種とする。
- 第4条 検定試験は全国一斉に同一問題で実施する。
- 第5条 検定試験は年2回実施する。
- 第6条 検定試験の出題範囲および答案の記入については別に定める。
- 第7条 検定に合格するためには、第1級、第2級および第3級は普通計算部門及びビジネス計算部門とも100点満点とし、各70点以上の成績を得なければならない。ただし、各級の合格には両部門とも合格していることを要する。
第4級、第5級および第6級は同一問題で450点満点とし、次の得点を各級の合格とする。
4級……350点以上 5級……300点以上 6級……250点以上
- 第8条 検定に合格した者には、合格証書を授与する。第1級、第2級および第3級においては、各部門のうちいずれかの部門が70点以上を得たとき、その部門の合格証書を授与する。
部門合格証書を有する者が、取得してから5回以内の検定において、不足の部門について70点以上を得たときは、当該の級の合格と認め、合格証書を授与する。
- 第9条 前条による合格証書は、次の様式とする。

様式

第 号
合 格 証 書
第 級 (普通計算の 計算用具) 氏名
年 月 日生
本協会主催文部科学省後援第 回 珠算・電卓実務検定試験において 頭書の級に合格したことを証します
年 月 日
公益財団法人全国商業高等学校協会 理事長 氏 名 ㊟

様式

第 号
合 格 証 書
第 級 部門名 氏名 (普通計算の 計算用具)
年 月 日生
本協会主催文部科学省後援第 回 珠算・電卓実務検定試験において 頭書の級の部門に合格したことを 証します
年 月 日
公益財団法人全国商業高等学校協会 理事長 氏 名 ㊟

- 第10条 検定試験受験志願者は、所定の受験願書に受験料を添えて本協会に提出しなければならない。
- 第11条 試験委員は高等学校その他の関係職員がこれに当たる。

珠算・電卓実務検定試験施行細則

- 第1条 受験票は本協会で作付する。受験票は試験当日持参しなければならない。
- 第2条 試験規則第5条による試験日は、毎年6月の第3日曜日および11月の第2日曜日とする。
- 第3条 各級の制限時間は次のように定める。
第1級、第2級、第3級……各部門30分
第4・5・6級……… 30分
- 第4条 受験料は次のように定める。(消費税を含む)
第1級 1部門につき 1,000円 第4・5・6級 900円
第2級 1部門につき 1,000円
第3級 1部門につき 1,000円
- 第5条 第1級、第2級および第3級の普通計算部門の受験に際しては、申込時に計算用具を「そろばん」か「電卓」のいずれかを申請する。ただし、ビジネス計算部門についてはどちらを使用してもよい。第4・5・6級は「そろばん」のみとする。
- 第6条 第3級以上の普通計算部門については、同一級を「珠算」と「電卓」で同時に受験することはできない。
- 第7条 第3級以上において、「珠算」および「電卓」の普通計算部門ならびにビジネス計算部門の両部門に合格すれば、当該級の「珠算」と「電卓」の両方の合格とする。
- 第8条 試験会場では試験委員の指示に従わなければならない。
- 第9条 合格発表は試験施行後1か月以内に行う。その日時は試験当日までに発表する。

※答案の記入について

- 1 1・2・3級の普通計算部門のうち、乗算・除算で答えに円、セント未満の端数が生じた場合は、4捨5入すること。
- 2 ビジネス計算部門において答えに端数が生じた場合は、指示の条件に従って処理すること。
- 3 答えには1題ごとに「~~／~~」「\$」「€」「£」のような名数の記号を記入すること。
- 4 答えの整数部分には3けたごとに「,」をつけること。
- 5 答えの訂正には消しゴムを使用してもよい。ただし、消しゴムを使用しない場合は記号および全数字を横線で消して書き直すこと。この場合の1字訂正は認めない。